

リユース食器使用のススメ

鳥取県循環型社会推進課

近年、海洋プラスチックごみが海洋生物に与える影響が報道されたり、令和元年6月に開催されたG20大阪サミットで主要議題となるなど、プラスチックごみは国際的な問題となっています。

我が国においても、令和元年6月にプラスチック資源循環戦略を策定し、①使い捨て容器包装等のリデュース等、環境負荷の低減に資するプラスチック使用の削減、②未利用プラスチックをはじめとする使用済プラスチック資源の徹底的かつ効果的・効率的な回収・再生利用、③バイオプラスチックの実用性向上と化石燃料由来プラスチックとの代替促進等を総合的に推進することを示しました。

鳥取県においても、「とっとりプラスチックごみゼロチャレンジ」を推進することとし、プラスチックごみの排出抑制及びリサイクルの促進を図ることとしています。

ついては、身近なところからプラスチックごみの排出抑制を図るため、**地域で飲食を伴うイベントを実施する場合、プラスチック製の使い捨て食器を使用するのではなく、リユース食器を使用することについてご検討ください。**

なお、令和2年度から、初めてリユース食器(レンタル)を使用する場合、リユース食器の賃借料及び送料の全額を助成する制度を、現在2月県議会に提案中ですので、可決になりましたら、是非、当該制度もご活用ください。

【リユース食器(レンタル)を使用するには】

- ①イベント等で使用するリユース食器の数を決める。
- ②リユース食器事業者イベント予定日の在庫を確認した上で、「リユース食器レンタルご注文票」を作成し、送付する。
＜リユース食器に関する問合せ先＞
※手続きの詳細については、下記の問合せ先にご連絡願います。
事業者：社会福祉法人養和会 エポック翼
住所：米子市米原1460-7
TEL：0859-36-2005、FAX：0859-36-2007
E-mail：reuse@yowakai.com
U R L：<https://epoch-t.com/>
- ③リユース食器が届けられる。
- ④イベントで使用する。(洗浄は不要ですが、食品残渣は取り除いてください。)
- ⑤リユース食器を返送する。

【初めてリユース食器(レンタル)を使用する場合、助成制度をご活用ください】

- ①補助申請者は、鳥取県循環型社会推進課(以下、「県」という。)に、補助申請書に「リユース食器レンタルご注文票」の写しを添付して申請します。
- ②県から補助申請に係る交付決定通知書が送られてきます。
※県からの補助金助成を受けられる場合、交付決定前のリユース食器使用は認められませんので、リユース食器使用の計画を立てられた時は、速やかにご相談願います。
- ③イベントでリユース食器を使用します。
- ④リユース食器を事業者へ返却後、事業者から請求書が送られてきます。
- ⑤補助申請者は、事業者からの請求書を添付して、県に支払い請求をします。
- ⑥県は、補助申請者に補助金を支払います。
- ⑦補助申請者は、補助金受領後、事業者に支払います。
- ⑧補助申請者は、事業者から領収書を受領後、その写しを実績報告書とともに県に報告します。
- ⑨県は、実績報告書受領後、補助金の額を確定し、確定通知を補助申請者に送付します。
※なお、補助金の予算枠を超えた場合には、ご利用できませんので、あらかじめご了承ください。

＜補助制度に関する問合せ先＞

鳥取県循環型社会推進課

鳥取市東町一丁目220番地

TEL：0857-26-7198、FAX：0857-26-7563

E-mail：junkanshakai@pref.tottori.lg.jp